

陳 述 書

2010年 7月24日

横浜地方裁判所 第1民事部合議C係 御中

藤沢市●●●●●●●●●●

小 林 麻 須 男

1、 私は、昭和40年に気工社という会社に入社し、平成12年同社を定年退職しました。同社は砂利採石プラントメーカーでしたが、プラントから出る汚濁水を未処理のまま河川に放流してはならないという公害規制が強化されたため、汚濁水処理装置を手がける公害機器メーカーになりました。そして、公害機器メーカーとして汚濁水処理装置ばかりでなく旅館の生活排水処理設備等も手がけました。また日本鋼管などと技術提携し、焼却炉、粗大ゴミ破砕プラントなども手がけ、藤沢市桐原工業団地で現在も稼働している建設資源リサイクルセンターの廃コンプラントは気工社が納めたものです。

こうした会社の業務の中で長年営業関係の仕事に携わってきたため、私は、平成8年厚生労働省認定の日本環境衛生センターによる「産業廃棄物中間処理施設技術管理者」の資格を得ることができました。末尾に写しを添付します。私が長年水処理設備や焼却炉設備の営業を進める中で、公害関係機器の建設でいかに地域住民の協力合意が大切か身をもって体験してきたところです。今回、武田薬品バイオ研究所の建設問題に関わる中で、自分の体験と照らし合わせ、市民や地域近隣の住民の理解と協力が(〇〇にとってなどと言葉を補充したほうがよい)いかに大切か、それに引き比べ藤沢市と武田薬品の対応にはいかに異常か、以下、こうした点を中心に陳述してみたいと思います。

2、 まず今回の武田薬品研究所の立地条件ですが、長年そこに工場があったからといって、同じものを作るならいざ知らず、新たな環境悪化や地域住民に迷

惑を与えるような施設が住民合意がなくて作れるかという問題です。通常、役所にこうした施設設置の事前相談にゆくと、まず住民合意がえられる施設かどうかが問われます。今回のように住民合意が得られる前に、了解を与えるようなことはありません。ましてや、法令はクリアできても住民合意が得られなければ計画は断念せざるを得ません。

ところが、今回、藤沢市がとったやり方は、住民合意の前に建設承認を先行させたやり方でした。つまり、住民合意を後回しにして建設を認めたのです。しかも、地域住民にとって一番影響の大きい水質汚染や大気汚染をはずした環境アセスを先行させ、公聴会では大多数の公述人が反対し、また地域説明会や市民対話集会でも大多数の住民が建設反対を表明したにもかかわらず、手続きを踏んだからといって建設を認めるやり方は、住民の声を聞かない非民主的やり方以外の何ものでもありません。

- 3、 次に、私は、この手続きたるやいかに住民を欺瞞した不当なやり方であるかについて陳述したいと思います。つまり、原告第3準備書面別表「武田薬品新研究所の排水処理問題についての武田薬品、神奈川県、藤沢市のやりとりの経過」に見るとおり、神奈川県の環境アセスから水質汚濁をはずした理由と藤沢市が協定を無視した大清水浄化センターへの武田薬品の排水受け入れを決めた理由とが、相互に手続き上の不備を補完しあう不当な相関関係にあるということです。

すなわち、神奈川県は水質汚濁を環境アセスからはずす理由として藤沢市が武田の排水を公共下水道（大清水浄化センターへ）受け入れを認めたことをあげ、逆に藤沢市は大清水浄化センターへ武田の排水を受け入れる理由として神奈川県の環境アセスを通ったことを理由としてあげ、お互いに正当な手続きを踏んだかのように住民を欺瞞していることです。私の経験からして、住民の強い反対があるにもかかわらず、住民と結んだ基本協定を無視し、また住民に大

きな影響を与える大気や水質汚濁の環境アセスを抜きにして行政が排水の公共下水道への受け入れを認めるなどということはありません。

- 4、 さらに藤沢市が昭和53年に住民並びに「武田薬品を含む市内50社と結んだ大清水浄化センターへは工場廃止を受け入れないと取り決めた協定の問題です。市が住民協定を無視するなどということはありません。得ないことです。

しかもその協定の当事者たる藤沢市と武田薬品が住民の反対を無視して協定破りを行うなどということは、いかに詭弁を弄しても許されないことです。協定は「ボイラー水、冷却水、洗浄水などの工程排水（工場排水）は大清水浄化センターへは受け入れない」、「受け入れるのは厨房、便所などの生活排水だけ」、「ただし下水道の放流基準に適合する排水については河川に放流できる」と明確に規定しているものを、どうして大清水浄化センターに受け入れることができるのか、武田薬品の良識というものが疑われると同時に、藤沢市の行政姿勢も問われる問題です。武田薬品は誠実をモットーとしているとあって憚らない会社ですが、藤沢・鎌倉の人口密集地にしかも日本有数の景勝地でもあり海水浴場でもある湘南海岸・江ノ島にバイオ汚染水を流すなどということは常識では考えられないことです。

- 5、 藤沢市の準備書面第5で、「下水道法では水質汚濁防止法に規定する特定施設（水質汚濁防止法施行令別表第1）からの排水は、排除基準を遵守したうえで受け入れることになっており、畜産農業に関する施設もこの特定施設に含まれている」、と述べていますが、協定は、前項で指摘したように「ただし下水道の放流基準に適合する排水については河川に放流できる」と述べ、特定施設などの設置により下水道の放流基準に処理した排水は河川に放流できる（下水道へではなく河川に）と協定しています。準備書面は、廃掃法は一般法であ

り下水道法はその特別法であるから下水道法が適用されるなど書いていますが、協定は、下水道法よりも厳しい排出基準を定めたものであり、今回の場合は下水道法よりも協定が優先されてしかるべきです。

- 6、 しかも問題なのは、武田薬品の研究所排水を大清水浄化センターに受け入れるの件は、藤沢市の方が、先に、協定を無視して受け入れを表明しているということです。武田薬品は、大清水協議会の説明会でも神奈川県公害調停の場でも「工場時代には自己処理施設を持っており、公共下水道では受け入れられないことは承知していた、当初は内部処理を検討していた」と述べていました。ところが、誘致段階で藤沢市の方から研究所排水を大清水浄化センターに受け入れると言う意向が示されたので、内部処理施設建設の計画をやめ大清水浄化センターへ流すことにしたのだと述べています。藤沢市は、誘致したいがために、住民との協定を最初から投げすてるという暴挙を行っていたのです。藤沢市への情報公開で得られた甲7号証～武田薬品と藤沢市下水道課の事前協議のやりとりを見てみても、受け入れを前提にした i 排水量 ii 下水道受け入れ基準の問題だけが論議されているだけで、協定書との関わりについては何一つ検討されていないのが分かります。

7、排水処理設備の性能と安全性

廃掃法では排出者責任が問われ、神奈川県バイオ指針でもバイオ遺伝子組み換え物質は排出者の責任で処理すべきことが明記されています。

排出者責任を全うするということは、工場もしくは研究所から排出される廃棄物の処理が万全でなければなりません。つまり武田薬品の場合は、工場から排出する生活排水以外の排水は、公共下水道から排出される水準までに浄化された排水にする設備が設置されていなければならないということです。同時に、下水道排水水準までに浄化されたかどうかをチェックする排水の水質検査体

制が確立されていなければならないということです。

以下、武田の排水を浄化する設備として出されている機器の性能とその問題点を列記してみます。

<オートクレーブ>

バイオ・遺伝子組み換え、感染性病原菌が含まれる排水についてはオートクレーブにより滅菌を行うとされていますが、完全に滅菌されているどうかを確認するため次のような滅菌状況の検査と機器の性能検査が常時行われなければなりません。

- i オートクレーブの滅菌状況は単にインジケターに頼るだけでなく疫学的培養検査を実施し滅菌状況が確認されねばならない（遺伝子組換え物質や感染性病原体の流出を防ぐため）
- ii 定期的にオートクレーブの性能検査を実施し日本薬局方の無菌保証レベル 10^{-6} を確保しているか確認されねばならない（感染症マニュアル指針の指摘に基づくもの）
- iii オートクレーブに使用した高圧蒸気ドレーン廃液についても、滅菌処理を施すとともに滅菌状況のチェックが必要です。

<中継槽、最終貯留槽に於ける水質管理>

- i 中継槽・最終貯留槽に於ける水質管理は、温度、PH、TOCばかりでなく、30種類の届け出化学薬品の含有濃度とともに、有機性廃棄物、実験動物糞排水等に付いては疫学的水質検査を実施し規制値をクリアしているか調べる必要があります。
- ii 中継槽・最終貯留槽毎に流量を測定し、流出排水出物の総量を確認する必要があります。

< R I 排水 >

R I 排水は放射性同位元素含有物質として、絶対に外部に漏らしてはならないものですが、排水とともに微量が外部に排出される場合であっても

- i R I 排水の濃度は常時測定しなければならない。
- ii R I の排出絶対量を常時算定し記録されなければならないことになっているものです。

< 実験動物のふん尿排水の自社処理 >

武田薬品研究所は、全体 15 棟の建物のうち 7 棟が実験動物施設であり、マウス換算で 100 万匹が飼育されるものと推定されています。藤沢市はこれらの動物排水は生活排水と同じと見なしていますが、実験動物には病原菌が接種されたもの、遺伝子組み換え実験が行われたもの、開発された各種新薬が投与されたもの、R I 処理が施されたものなど、人の生活排水類似どころか複合汚染廃棄物と言わなければなりません。こうした複合汚染した実験動物の糞尿は

- i 実験動物のふん尿は、畜産動物のふん尿であり産業廃棄物として自社排水処理施設を作り処理されねばならない
- ii 動物実験排水は、固液分離で回収された固形物の量を記録するとともに委託先へのマニフェストが保管されねばならない。
- iii 動物実験排水は産業廃棄物として規定の排水基準まで浄化するとともに、排水の水質検査は、BOD、COD、SS 測定ばかりでなく残存接種病原体の疫学的検査、残存投薬化学物質の含有状況に付いても検査されねばならないものであるということが出来ます。

< スクラバー排水・空中散水の安全管理 >

武田研究所の屋上に設置された大量のスクラバーは、単に塩化水素やアンモニアだけでなく研究所全体の排気を洗浄する機能を有しています。HEPA

フィルターや活性炭フィルター通過物ばかりでなく実験動物の呼気、くしゃみ、排せつ物の臭気等もスクラバーで補足されるため、空中に放出されるスクラバー散水は複合汚染された危険な排水と言わねばなりません。

- i スクラバー排水は排水にあたって水質検査を行いその記録をとる
- ii 空中に放出するスクラバーの散水についても排出量、成分検査を行いその記録をとる必要があります。

8、協定が求めている自己処理責任

藤沢市と武田薬品の協定では、こうした武田薬品からの排水は、公共下水道出口排出水準までに浄化して河川に排水されねばならないとしています。藤沢市下水道課は、下水道受け入れ基準に適合していれば大清水浄化センターへの受け入れを認めようとしています。協定は、排出者が公共下水道の入口水準ではなく出口水準まで自己処理し河川に流すことを求めているのです。このことは、武田薬品にとって自己処理が求められるものです。バイオ、遺伝子組み換え、動物実験など未知の実験を行う武田薬品にとって、研究所から外に出た排出物について最後まで責任をとることが企業責任です。歴史的にも由緒ある景勝地・江ノ島の海と環境を守るには武田薬品が起業責任を果たしてもらわねばなりません。日本の有数の企業である武田薬品が、自ら作った製品についても、自らの研究所から排出する汚染物についても最後まで責任をとるという模範を天下に示してもらいたいものです。そして、藤沢市においてもそうした厳しい指導を行って、住民の生活と湘南の環境を守ることが行政の取るべき道です。いやしくも企業誘致のために自ら作った協定を破り、藤沢市の市民と行政が長年守り続けてきた公害防止のための協定を後退させるようなことはあってはならないことであると考えます。

9、さいごに

現在武田薬品新研究所建設をめぐって、本住民訴訟の他、神奈川県公害審査委員会における公害調停、神奈川県に対する排水、排気の環境アセスのやり直しの要請、大量の実験動物焼却炉の操業中止・外部委託要請等々の住民運動が続けられています。

私は、一昨年神奈川県の公聴会が行われた後、藤沢市民、鎌倉市民、横浜市民によって作られた武田問題対策連絡会のメンバーの1人として、武田薬品研究所建設によって発生する公害問題についての運動を続けて参りました。そして現在、その対策連絡会の代表を務めております。

今回の武田薬品研究所は神奈川県が大阪府と競合の末、80億円も建設資金提供を行って誘致に成功したものです。大阪府は、人工密集地から離れた場所にバイオ団地を造成しそこに誘致しようとしたのですが、神奈川の場合は、人工密集地の武田薬品旧アリナミン工場の跡地に、大規模なP3、バイオ、遺伝子組み換え、創薬、動物実験研究所の建設を認める形で誘致を行ったものです。

しかも、誘致優先のため、それまで受け入れを拒否していた武田湘南工場排水を「研究所は工場ではない」「湘南工場は廃止したから協定は失効した」との理由で武田薬品研究所排水の大清水浄化センターへの受け入れを認めたり、神奈川県においても研究所廃棄物で一番危険な排水・排気の環境アセスを実施しないまま建設を認めてしまったのです。

藤沢市や神奈川県が公害問題についてこのように条件緩和までして武田研究所の誘致を行なおうとする行政姿勢に対し、市民が、公害問題について厳しくチェックし、武田薬品研究所からバイオ公害を防止しようと一生懸命運動し、法的観点から公害防止を図ろうとしているのが今回の裁判の本質です。

バイオ・遺伝子組み換えという新しい分野から、どんな公害が発生するのか今から予知できません。しかし、これまで自然界に存在しなかった新成物が遺伝子組み換えに作り出されるという事態の中で、こうしたものは一切外部には出さないというのがカルタヘナ法の本質です。研究所内部の安全だけではなく、

外部に放出される危険性を未然に防止することが何よりも大切です。規制条件を緩和して市民の安全を守ることはできません。わたしたちは、こうしたすべての市民の健康と地域の環境を守るために運動を行っているのです。

本法廷が、バイオ関連排出物を自ら処理するのではなく、大清水浄化センターに排出する方がより安全だと称して、昭和53年以来30数年守られてきた公害協定を破り、バイオ排出物の規制緩和をはかろうとする藤沢市の主張を、きっぱり退けて頂くよう切にお願いするものです。

以 上